

藤枝セレクション2025PR動画制作業務 プロポーザル方式実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名称

藤枝セレクション2025PR動画制作業務

(2) 業務期間・納入日

契約締結日から令和7年10月31日までに業務を完了し、成果品を藤枝市産業政策課まで納入すること。

(3) 業務目的

地域の特産品を掘り起こし、代表する逸品を認定することで、ブランド力を高める「藤枝セレクション」事業について、魅力的な動画を制作し、デジタル媒体の活用により市内外へ積極的に情報発信し、藤枝セレクション2025認定商品及び藤枝セレクション事業の認知度及びブランド力の向上、さらには、来訪交流人口の拡大を図っていくことを目的とする。

(4) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(5) 業者決定方式

公募型プロポーザル方式

(6) 見積限度額

1,650,000円を上限とする（消費税および地方消費税含む）。

ただし、見積りの上限額が契約金額とは限らない。

(7) 支払条件

完了払い

（事業完了後、請求があった日から30日以内に指定金融機関口座に支払う）

2 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく藤枝市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。

(3) 藤枝市の当該業務に係る業務委託の競争入札参加資格を有していること。

(4) 藤枝市入札参加資格停止措置要綱による入札参加停止、藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及び関係者排除措置要領による指名排除を受けていないこと。

3 募集内容

(1) 募集方法

本プロポーザル方式実施要領を市ホームページに掲載して行う。

(2) 申込方法

参加申込みは「6 参加申込及び参加資格審査」に従って必要書類を提出することにより行い、参加資格の審査を受けるとともに、「7 企画提案書作成方法」に従って企画提案書類を提出することにより、本プロポーザルへの応募とする。

(3) 応募締切

ア 参加申込締切

令和7年5月26日（月）午後5時（必着）

イ 企画提案締切

令和7年6月16日（月）午後5時（必着）

4 候補事業者決定方法

参加資格審査及び企画提案審査により決定する。詳細は「8 審査方法」を参照のこと。

5 質疑応答及び説明会

(1) 質問書の提出方法

任意様式に記入の上、持参又は郵送・Eメールにより提出すること。持参による提出は、土曜、日曜、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。電話による質問の受付は行わない。

(2) 提出期限

令和7年6月2日（月）午後5時（必着）

(3) 提出先

郵送・持参の場合 〒426-0026 静岡県藤枝市岡出山2丁目15番25号
藤枝市産業振興部産業政策課 宛

Eメールの場合 sangyoseisaku@city.fujieda.lg.jp

(4) 質問に対する回答及び回答日

令和7年6月3日（火）に市ホームページに質問及び回答内容を掲載する。

(5) 説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

6 参加申込及び参加資格審査

(1) 参加申込方法

下記のとおり必要書類を提出することによって参加の申込とする。

ア 提出書類（各1部）

（ア）参加申込書（第1号様式）

（イ）返信用封筒（送付用の切手を貼付したもの）

※参加資格審査結果通知書用

イ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き郵便書留）により提出すること。持参による提出は、土曜、日曜、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。

ウ 提出先

〒426-0026 静岡県藤枝市岡出山2丁目15番25号
藤枝市産業振興部産業政策課 宛

エ 提出締切

令和7年5月26日（月）午後5時（必着）

(2) 参加資格の審査及び審査結果通知

「2 参加資格」に定める要件を満たすか審査し、審査結果は、土曜、日曜、祝日を除く3日以内を目安とし、令和7年5月29日（木）までに申込者に書面で通知する。なお、参加資格に満たないと判断された申込者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内にその理由について書面（任意様式）にて説明を

求めることができる。回答は書面により行う。

7 企画提案書作成方法

参加資格を有する申込者は、下記のとおり企画提案書類を提出するものとする。

(1) 提出書類（10部）

ア 会社概要（様式は任意）

※パンフレットなど会社等の概要がわかるものを添付すること。

イ 同種・類似業務実績調書（第2号様式）

ウ 業務の実施体制調書（第3号様式）

エ 企画提案書（様式は任意）

※運営体制、実施内容を必ず記載すること。

※企画提案には動画のイメージがわかるサンプル動画を含めること（類似業務の動画でも可）。

オ 見積書（様式は任意）

※消費税及び地方消費税（税率は10%で計算すること）を含む額とし、具体的経費を積算した明細書を添付すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き郵便書留）により提出すること。持参による提出は、土曜、日曜、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 提出先

〒426-0026 静岡県藤枝市岡出山2丁目15番25号

藤枝市産業振興部産業政策課 宛

(4) 提出締切

令和7年6月16日（月）午後5時（必着）

8 審査方法

候補事業者の選定にあたっては、プレゼンテーションを開催し、動画制作の内容、撮影能力等を評価、採点する。

(1) 開催日時

令和7年6月23日（月）午後1時30分から順次実施

※実施時間は参加事業者に別途連絡する。

(2) 会場

藤枝市役所 南館3階 会議室（藤枝市岡出山2丁目15番25号）

(3) 説明時間

説明20分以内、質疑応答10分程度

※説明準備は説明時間に含めない。説明は制限時間を超えた場合、途中終了とする。

(4) 説明方法

説明者は、本業務に携わる担当者2名以内とし、説明は企画提案書等に従い簡素明瞭に行うこと。追加提案や追加資料の配布は原則として認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクターによる説明は許可する。この場合、パソコン等は参加事業者が用意すること。（プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルは市が用意する）

(5) 審査基準

別紙審査点数表のとおり

(6) 審査方法

候補事業者の選定は、別紙審査点数表に基づき、選定する。

各審査委員が採点し、合計点から最高点と最低点を除いた平均点が、最低基準点の60点を超える最高得点者を候補事業者として選定する。なお、同じ最高点、最低点を付けた審査委員が複数いるときは、それぞれ1人分の点数を除く

ものとする。また、最高得点者が複数あった場合は審査委員の協議により決定する。

なお、プロポーザルに参加する事業者が1者の場合においても別紙審査点数表に基づき審査を行い、合計点の最高点と最低点を除いた平均点が、最低基準点の60点を超えなければ、候補事業者として選定しない。

9 審査結果

令和7年6月30日（月）に参加事業者に郵送するとともに市ホームページで公表する。審査結果の公表にあたっては、審査日時、参加事業者名及び所在地、審査項目及び配点表、最高得点者の名称、点数表を公表する。

なお、候補事業者として選定されなかった事業者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内にその理由について書面（任意様式）にて説明を求めることができる。回答は書面により行う。

10 スケジュール

内 容	期 間
実施要領の公表	令和7年5月12日（月）
参加申込書提出	令和7年5月26日（月）午後5時必着
質問書提出期限	令和7年6月2日（月）午後5時必着
質問への回答	令和7年6月3日（火）
企画提案書提出	令和7年6月16日（月）午後5時必着
プレゼンテーション・審査会	令和7年6月23日（月）午後1時30分から
審査結果通知	令和7年6月30日（月）
見積合せ執行	令和7年7月上旬（予定）
随意契約締結	令和7年7月上旬（予定）
成果品の納入	令和7年10月31日（金）午後5時必着

11 参加申込者の失格要件

- (1) 参加資格を満たさない事業者又は契約候補事業者を決定するまでの間に資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 本実施要領における諸条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

12 提案書等の失格要件

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) プロポーザル方式実施要領等で示された、提案書の提出方法、提出期限、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (4) 上記(1)から(3)に定めるもののほか、指示した条件に違反した場合

13 提案書等の取扱い

- (1) 提出された提案書等は、返却しない。

- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提案書の作成については、1事業者1提案とし、提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則認めないこととする。

14 提案書等の著作権

- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
- (2) 藤枝市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。
- (3) 藤枝市は、参加事業者から提出された提案書等について、藤枝市情報公開条例（平成13年条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

15 契約の締結

藤枝市は契約候補事業者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約候補事業者と見積合せを行い、予定価格の範囲内で随意契約を締結するものとする。

ただし、契約候補事業者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、次順位候補事業者を契約先相手方に選定する。

16 留意事項

本プロポーザルの応募に要する一切の費用は、参加事業者の負担とする。

17 問い合わせ先

藤枝市産業振興部産業政策課

電話 054-643-3165

FAX 054-631-9082

メール sangyoseisaku@city.fujieda.lg.jp